

第56回町民運動会岸本地区大会開催要項

- 1 目 的 岸本地区住民が一堂に集まり、各種競技に参加し親睦を図り、町民総スポーツの中心的な行事とする。
- 2 主 催 町民運動会岸本地区大会実行委員会
- 3 日 時 令和7年10月5日（日）午前8時30分開会
（少雨決行、荒天の場合は中止とする。）
雨天等の場合、開催の有無の告知放送を、午前6時20分に行う。
- 4 会 場 町民岸本グラウンド
- 5 日 程 午前7時30分 主任、副主任以上の役員集合
午前8時00分 役員打ち合わせ及び準備
午前8時30分 開会式
午前8時40分 競技開始
午後0時05分 閉会式
午後0時20分 終了予定
- 6 選手登録 所定の用紙により選手登録書を作成し、9月5日（金）午後5時までに
岸本公民館へ提出すること。（期限厳守）
- 7 チーム編成 原則として集落単位とするが、30戸以下の集落は、合同で編成してもよい。
- 8 出場資格
 - （1）住所要件 本町（岸本地区）に住所を有する者とする。ただし、大学生、高校高専の帰郷生徒は、本町に住所を有していなくても出場を認める。
 - （2）年齢要件 各競技出場者の年齢区分は、次のとおりとする。（令和6年4月1日時点）

小学生	小学校在学中の者
10歳代	平成17年4月2日～平成27年4月1日生まれ（30歳代以上でも可）
20歳代	平成 7年4月2日～平成17年4月1日生まれ（30歳代以上でも可）
30歳代	昭和60年4月2日～平成 7年4月1日生まれ（40歳代以上でも可）
40歳代	昭和50年4月2日～昭和60年4月1日生まれ（50歳代以上でも可）
50歳以上	昭和50年4月1日以前生まれ

◎ 小学生で男子の該当者がいない場合は女子でもよい。

（裏面につづく）

9 出場制限

(1) 種目ごとの出場人数

1 種目に集落から出場できる人数は、個人種目にあつては1人、団体種目にあつては各集落1チームとする。

(2) 個人種目の出場種目数

特に設けない。

10 競技方法

(1) 競技の種目・方法及び出場者は、別紙のとおりとする。

(2) 各競技の組分け及びコース順は、あらかじめ大会事務局で抽選により決定する。

(3) 各競技の順位は、各組ごとに決する。

(4) 組ごとの実出場者が少ない場合は、2組または3組を合わせて競技し、各組ごとに順位を決することができる。

11 採点方法 別紙「得点表」のとおりとする。

12 表彰

(1) 総得点の部 1位に優勝旗・優勝カップ・賞状・賞品を、2位に準優勝盾・賞状・賞品を、3・4・5位に賞状・賞品を、その他のチームには参加賞を贈る。

(2) 年齢別リレー（決勝）1位に優勝カップ・賞状・賞品を、2・3位に賞状・賞品を贈る。
（予選）5位までに賞品を贈る。

(3) 綱引き 1位に優勝カップ・賞状・賞品を、2・3位に賞状・賞品を、5位以下には参加賞を贈る。

(4) 各種目入賞者 5位までに賞品を贈る。

13 競技出場者の遵守事項

(1) 出場者は、胸部にチーム名の入ったゼッケンを付けること。ゼッケンを付けない選手は出場を認めない。

(2) 競技ルール、年齢等の出場資格要件を厳守すること。違反があったときは、失格とする。

(3) スパイクの使用は禁止する。（ポイントスパイクを含む。）

(4) 招集は2つ前の競技の時に行う。選手は招集をかけてから5分以内に所定の場所に集合すること。集合のないときは棄権とみなす。集合場所は、クラブハウスとプールの間あたりとする。（表示します。）

(5) 審判上の異議の申し立ては、すべて監督を通じて次の競技開始前までに行うこと。

14 町民運動会岸本地区大会参加中の事故の補償について

全国町村会総合賠償補償保険の補償以外は、一切責任を負いません。